第７号様式記載の手引

１　この申告書の用途等

(1)　この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び地方法人特別税額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。

(2)　この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に１通を提出してください。

２　各欄の記載のしかた

欄	記　載　の　し　か　た	留　意　事　項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2　金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。なお、ふりがなは、平仮名又は片仮名で記載します。	
5「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、２以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合にあっては、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6「代表者自署押印」及び「経理責任者自署押印」	この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者及び経理の責任者（外国法人にあっては、この法律の施行地にある資産若しくは事業の管理又は経営の責任者及び経理の責任者）が自署し、押印します。	２以上の都道府県に事務所等を有する法人が主たる事務所等以外の事務所等所在地の都道府県知事に提出する申告書については、記名押印で差し支えありません。
7「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、２以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（　）内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から６月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。	
9「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	
10「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。）　法第23条第１項第４号の５ロに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。）　法第23条第１項第４号の５ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社　政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額	
11「予定申告税額②」	(1) 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額①」の欄の金額に６を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とします。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

欄	記　載　の　し　か　た	留　意　事　項
13「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は、暦に従って計算し、１月に満たないときは１月とし、１月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
14「　円×⑤/12　⑥」	この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて記載します。	均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。
15「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」 （⑧から⑰までの欄）	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 (2) ⑧の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第６号様式の⑤の欄の金額を記載します。 (3) ⑯の欄は、⑧の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。 (4)　都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のこれらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第６号様式別表１の２に記載した法人税法第141条第１号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。	２以上の都道府県に事務所等を有する法人の⑯の欄は、⑨の欄の金額に⑧の欄のかっこ外の金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
16「所得割額⑲」、「付加価値割額⑳」、「資本割額㉑」、「収入割額㉒」	(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額（㊷から㊺まで）をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の６倍に相当する額をそれぞれ記載します。 (2) 前事業年度終了の日において法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人（外形対象法人）であった法人が、この申告の期間の末日において該当しなくなった場合には、⑳又は㉑の各欄には金額を記載せず、⑱の欄の金額を前事業年度の月数で除して得た額の６倍に相当する額を⑲の欄に記載します。 (3) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
17「前事業年度の地方法人特別税額（㊶）㉓」	(1) 前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細において算出された㊶の欄の金額を記載します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
18「地方法人特別税額㉔」	(1) ㉓の欄の金額を、前事業年度の月数で除して得た額に６を乗じて算定します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
19「この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額　㉕－㉖㉗」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
20「前事業年度の事業税額の明細」 （㉘から㊶までの欄）	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。㉙の欄について、軽減税率適用法人は、前事業年度の確定申告書に記載した第６号様式の㉚の金額を、軽減税率不適用法人は、同様式の㉛の金額を記載します。 (2) ２以上の都道府県に事務所等を有する法人が法第72条の48第２項ただし書の規定による申告をする場合には、前事業年度の所得、付加価値額、資本金等の額又は収入金額の総額の月数換算額を、当該期間の分割基準により算出した第10号様式の当該都道府県分を記載します。	(2)の場合には、第10号様式を添付してください。
21「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊷」	２以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第１号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と㉗の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	